

通算法人である中小企業者等の試験研究費の額に係る  
 税額控除可能分配額等の計算に関する明細書

		事業年度	法人名		
他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」) - (別表六(十)「1」)		1	円	他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」) - (別表六(十)「14」)	
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1) + (別表六(十)「1」)		2		各通算法人の調整前法人税額の合計額 (16) + (別表六(十)「14」)	
控除対象試験研究費	他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」) - (別表六(十)「4」)	3		法人税額基準額の計算	(8) > 9.4% 又は (8) > 12% の場合
	各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3) + (別表六(十)「4」)	4			(11) > 10% の場合の特例加算割合 $((11) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)
合算増減試験研究費割合の計算	他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」) - (別表六(十)「5」)	5		計	基準年度比合算売上金額減少割合 ≥ 2% かつ通算親法人の事業年度が令和5年3月31日以前に開始した事業年度の場合の特例加算割合 (別表六(十三)「11」)
	各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5) + (別表六(十)「5」)	6			法人税額基準額 $((17) + (別表六(十五)「9」)) \times ((18)、(0.25 + (19)) \text{ 又は } (0.25) + (20))$
合算増減試験研究費割合の計算	合算増減試験研究費の額 (2) - (6)	7		税額控除可能額 (15) と (21) のうち少ない金額	
	合算増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	8		控除分配割合 (別表六(十)「14」) ÷ (17)	
合算試験研究費割合の計算	他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」) - (別表六(十)「8」)	9	円	税額控除可能分配額 (22) × (23)	
	各通算法人の平均売上金額の合計額 (9) + (別表六(十)「8」)	10		この申告が修正の場合	当初申告税額控除可能額 (当初申告の(22))
合算試験研究費割合 $\frac{(2)}{(10)}$	11		当初申告税額控除可能分配額 (当初申告の(24))		
合算税額控除割合の計算	割増前合算税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((8) - \frac{9.4 \text{ 又は } 12}{100}) \times (0.35 \text{ 又は } 0.375)$ (0.12未満の場合又は(6) = 0の場合は0.12)	12		(22) ≥ (25) の場合 (26)	
	(11) > 10% の場合の控除割増率 $((11) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	13		申告であたる場合	税額控除超過額 (25) - (22)
合算税額控除割合 (12) + (12) × (13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	14		(26) > 0 の場合の税額控除可能分配額 (26) - (28) (マイナスの場合は0)		
中小企業者等試験研究費基準額	(4) × ((14) 又は 0.12)	15	円	(28) > (26) の場合の税額控除超過取戻税額 (28) - (26)	
				非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額	
				(31) の法人税額相当額	
				(32) の当期税額基準額 (32) × ((18)、(0.25 + (19)) 又は (0.25) + (20))	
				調整後税額控除可能額 (15) と ((21) - (33)) のうち少ない金額	
				(25) > (34) の場合の非特定欠損金調整取戻税額 (25) - (34)	

別表六(十)付表 令五・四・一以後終了事業年度分